

第6章 その他の手続

6.1 規制区域指定の際の工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 宅地造成等工事規制区域の指定の際、当該宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の工事主は、その指定があつた日から二十一日以内に、主務省令で定めるところにより、当該工事について都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに、主務省令で定めるところにより、工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地その他主務省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

政 令

(中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模)

第二十三条 法第十八条第一項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが五メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前二号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第一号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが五メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

(定期の報告を要する宅地造成等の規模)

第二十五条 1 略

2 法第十九条第一項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが五メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が千五百平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が三千平方メートルを超えるもの

省 令

(宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出の方法)

第五十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十五の届出書を提出しなければならない。

2 前項の届出書が令第二十三条各号に掲げる規模の宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

3 土石の堆積に関する工事について、法第二十一条第一項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十六の届出書を提出しなければならない。

- 4 前項の届出書が令第二十五条第二項各号に掲げる規模の土石の堆積に関する工事の届出に係るものであるときは、当該届出書には、次の表に掲げる図面並びに土石の堆積を行つている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付しなければならない。
- ※特定盛土等規制区域については、第八十二条で同様に規定

図面の種類	明示すべき事項	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	
地形図	縮尺、方位及び土地の境界線	等高線は、二メートルの標高差を示すものとする。
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。

（宅地造成等工事規制区域内において行われている宅地造成等に関する工事の届出に係る公表事項）

第五十四条 法第二十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- 二 工事の届出年月日
- 三 工事施行者の氏名又は名称
- 四 工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- 五 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 六 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 七 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

※特定盛土等規制区域については、省令第八十四条で同様に規定

細 則

（工事等の届出書の添付書類）

第十五条 省令第五十二条第一項又は第三項並びに第八十二条第一項又は第二項の届出書には、省令に規定する図書のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 工事計画断面図（構造物に係るものを含む。）
- 二 知事が必要と認める書類

解説

規制区域の指定の際、当該区域内において表 6-1 の届出対象規模に該当する、土地の形質変更に関する工事に着手している場合は、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。なお、届出書には表 6-2 の図面及び書類の添付が必要となります。また、表 6-3 の図面及び書類の追加が必要となる届出対象規模に該当する工事の場合は、表 6-4 の図面及び書類の添付が必要となります。

受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係区市町村長に通知されます。なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係区市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

規制区域指定の際、表 6-5 の届出対象規模に該当する、土石の堆積に関する工事に着手している場合も、指定日から 21 日以内に届出書を提出してください。その場合は、土地の形質変更に関する工事と同様の考え方で、表 6-5 から表 6-8 を参照してください。

表 6-1 届出対象規模

規 模	
1	当該盛土をした土地の部分に高さが 1mを超える崖を生ずることとなるもの
2	当該切土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの
3	同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの
4	1 又は 3 に該当しない盛土であって、高さが 2mを超えるもの
5	1 ～ 4 のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 500m ² を超えるもの

表 6-2 土地の形質変更に関する工事の届出に必要な図面及び書類

種類	明示すべき事項	縮尺	備考
工事計画断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	
知事が必要と認める書類			

表 6-3 図面及び書類の追加が必要となる届出対象規模

規 模	
1	当該盛土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの
2	当該切土をした土地の部分に高さが 5mを超える崖を生ずることとなるもの
3	同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5mを超える崖を生ずることとなるもの
4	1 又は 3 に該当しない盛土であって、高さが 5mを超えるもの
5	1 ～ 4 のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 3,000m ² を超えるもの

表 6-4 追加が必要となる図面及び書類

種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること
工事計画断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	
写真	付近の状況を明らかにする写真その他書類		

▼Point

・工事の概況を把握するとともに、公表により一般の第三者が土地等の取引に際して不測の損害を被ることのないように保護すること、関係区市町村と工事の内容を常時、容易かつ正確に共有することを目的としています。

区域指定時の届出書（土地の形質変更）⇒様式編 国様式

表 6-5 届出対象規模

規 模	
1	高さが 2m を超える土石の堆積で、その面積が 300m ² を超えるもの
2	1 に該当しない土石の堆積で、その面積が 500m ² を超えるもの

表 6-6 土石の堆積に関する工事の届出に必要な図面及び書類

種類	明示すべき事項	縮尺	備考
工事計画断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	
知事が必要と認める書類			

表 6-7 図面及び書類の追加が必要となる届出対象規模

規 模	
1	高さが 5m を超える土石の堆積で、その面積が 1,500m ² を超えるもの
2	1 に該当しない土石の堆積で、その面積が 3,000m ² を超えるもの

表 6-8 追加が必要となる図面及び書類

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	縮尺、方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	
地形図	縮尺、方位、土地の境界線	1/2,500以上	等高線は、2m の標高差を示すものとする
土地の平面図	縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	
工事計画断面図	盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	
写真	付近の状況を明らかにする写真その他書類		

■Point

区域指定時の届出書（土石の堆積）⇒様式編 国様式

参考：表 6-4 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P91 一部加工

表 6-8 盛土等防災マニュアルの解説（盛土防災研究会編集、初版） I P92 一部加工

6.2 擁壁等を除却する工事の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1・2 略

3 宅地造成等工事規制区域内の土地（公共施設用地を除く。以下この章において同じ。）において、擁壁等に関する工事その他の工事で政令で定めるものを行おうとする者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その工事に着手する日の十四日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

政 令

(届出を要する工事)

第二十六条 法第二十一条第三項の政令で定める工事は、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが二メートルを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部の除却の工事とする。

2 前項の崖面崩壊防止施設の高さは、崖面崩壊防止施設の前面の上端と下端（当該前面の下部が地盤面と接する部分をいう。）との垂直距離によるものとする。

※特定盛土等規制区域については、令第三十四条で同様に規定

省 令

(擁壁等に関する工事の届出)

第五十五条 法第二十一条第三項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第八十五条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条

2 省令第五十五条又は第八十五条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図
- 三 知事が必要と認める書類

解説

次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに①届出書②位置図③除却する擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設又は地滑り抑止ぐい等の位置及び詳細図④知事が必要と認める書類を提出してください。一部除却であっても届出が必要です。

[届出が必要な工事]

- ① 規制区域内の土地において行う、高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- ② 規制区域内の土地において行う、地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- ③ 規制区域内の土地において行う、地滑り抑止ぐい等の除却工事

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

擁壁等の除去の届出書⇒様式編 国様式

6.3 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出

法 律

(工事等の届出)

第二十一条 1～3 略

- 4 宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（第十二条第一項若しくは第十六条第一項の許可を受け、又は同条第二項の規定による届出をした者を除く。）は、その転用した日から十四日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定盛土等規制区域については、法第四十条で同様に規定

省 令

(公共施設用地の転用の届出)

第五十六条 法第二十一条第四項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十八の届出書を提出しなければならない。

※特定盛土等規制区域については、省令第八十六条で同様に規定

細 則

(工事等の届出書の添付書類)

第十五条

- 3 省令第五十六条又は第八十六条の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 位置図
- 二 知事が必要と認める書類

解説

宅地造成等工事規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から14日以内に、①届出書②位置図③知事が必要と認める書類を提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

Point

公共施設用地からの転用の届出書⇒様式編 国様式